

第185回（臨時）代議員会議事録

第185回（臨時）代議員会が、令和2年3月21日（土）14時30分より、愛知県名古屋市中区栄四丁目14番28号、愛知県医師会館9階大講堂において開催され、14時51分閉会した。なお、今回の代議員会では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、代議員会開催に伴い感染のリスクが増すことを懸念し、書面による議決権行使による方法も採用した。

代議員総数	181名	出席代議員の数	44名
議決権の総数	180個	出席した代議員の議決権の数	44個
欠員	1名	書面による議決権行使書提出	125個
		議決権数	169個

議長 服部達哉
副議長 山本 楯、伊藤宣夫

出席理事 柵木充明、城 義政、市川朝洋、杉田洋一、
伊藤健一、加藤雅通、大輪芳裕、西山 朗、
樫尾富二、樋口俊寛、瀬瀬雅明、細川秀一、
野田正治、林 義久、浅井清和、湯澤由紀夫、
田那村 収、小出詠子、渡邊源市

監事 川上雅正、野口良樹、横井 隆

議事録作成者 加藤 結花

開 会

定刻に至り、服部達哉議長より、本日の代議員会は書面による議決権行使が採用され、行使期限である3月19日（木）午後5時までに提出された書類を、同日午後5時に、私（服部達哉議長）、山本楯副議長、伊藤宣夫副議長、樫尾富二総務担当理事の4名で確認し、書面による議決権行使は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第51条に基づき施行したと説明した。公益社団法人愛知県医師会代議員会議事規則（以下、代議員会議事規則とする。）第1条第2項に則り、代議員の出席44名、書面による議決権行使125名が確認され、総代議員の過半数に相当するため、公益社団法人愛知県医師会定款第25条第1項により会議は成立している旨を説明し、代議員会議事規則第7条第1項に則り開議を宣言した。

【 議事録署名人の指名 】

議事録署名人については、代議員会議事規則第66条に則り、服部達哉議長が以下の2名の代議員を指名した。

議席番号 14番 金山和広（東名古屋）

議席番号 65番 水谷武彦（名古屋市-熱田区）

議事に入る前に、服部達哉議長は、当初予定していた令和2年度事業計画報告、令和2年度予算報告、慶祝は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、6月13日開催の第187回（定例）代議員会において行くと説明した。

議 事

- 第1号議案 令和2年度会費の賦課徴収に関する件
- 第2号議案 令和2年度会費減免申請に関する件
- 第3号議案 令和2年度入会金の賦課徴収に関する件
- 第4号議案 公益社団法人愛知県医師会選挙規則の一部改正に関し承認を求めるの件

服部達哉議長の宣言により、第1号議案から第4号議案まで一括上程され、第1号議案から第3号議案については会計担当西山朗理事より説明がなされた。

第1号議案及び第3号議案は、例年通りであり、第2号議案については、現時点では研修医会員の減免の一覧が未作成であるため、日本医師会に申請期限に合わせ、申請者一覧を作成し、理事会承認を得て減免措置を実施する。

続いて総務担当樫尾富二理事より、改正点である選挙規則第51条について説明がなされた。主な改正点は、愛知県医師会会員数の増加に伴い、日本医師会代議員の定数を、現行の20名から21名に変更し、うち1名を第18条第3項による各団体に割当ててを新たに第2項に定め、これに伴い、第2項以降の項番号を改正したものである。

◇ 改正点 第7章 日本医師会代議員及び予備代議員の選出（定数の割当て）

第51条第1項、第2項

<現 行>

第51条 日本医師会代議員20名のうち、本会会長は、地区割当ての外の1名とし、代議員会議長は第15条による地区に1名割当て。予備代議員もまたこれによる。

<改正後>

第51条 日本医師会代議員21名のうち、本会会長は、地区割当ての外の1名とし、代議員会議長は第15条による地区に1名割当て。予備代議員もまたこれによる。

2 1名を第18条第3項による各団体に割当て。予備代議員もまたこれによる。

3

4

第1号議案から第4号議案まで特に質疑は出されず、服部達哉議長は、現時点での出席者44名、書面による議決権行使125名、有効数169名、過半数85名であると説明し、各議案の承認について諮ったところ、下記のとおり全て過半数を超えたことを確認し、原案どおり決議した。

第1号議案	賛成：43名	書面による議決権行使：125名	合計：168名
第1号議案	賛成：44名	書面による議決権行使：125名	合計：169名
第3号議案	賛成：44名	書面による議決権行使：125名	合計：169名
第4号議案	賛成：44名	書面による議決権行使：125名	合計：169名

以上、議事の経過の要領及びその結果を明確にするために本議事録を作成し、代議員会議事規則第66条に則り、議長及び議長が指名した2名の代議員（議事録署名人）が記名押印する。

議長 船部 達哉

議事録署名人 金山 和広

議事録署名人 水谷 武彦